

質問に対する回答

質問	<p>特別警報等が発令される状況が、昨今、多く見受けられるが、施設の管理人は、利用者への対応があるが管理者の避難はどうすればよいか。連絡が済んでからになるのか。</p>
回答	<p>公共施設の閉館基準では、①台風の接近などによる暴風警報の発令、②市災害対策本部の避難勧告・避難指示が発令された場合に閉館し、避難行動を優先する。利用者への閉鎖連絡は、管理者の安全確保(安全な場所へ移動してから連絡する等)のうえ対応することになる。あらかじめ利用者へ閉鎖の可能性の連絡や閉館基準を周知してください。</p>
質問	<p>①2020年4月～6月（コロナ禍）の施設ごとの利用者数・件数を教えてください。</p> <p>②ここ3年で、責任者・副責任者不在時に10分以内の運営会社拠点から現地に駆け付けた件数実績や対応内容についてご教示ください。</p> <p>③参考資料1の収支表で消費税は令和元年9月末までは8%、10月1日以降は10%で算出されているという認識でよいか？</p> <p>④令和3年度に多目的広場防球ネット設置工事（令和3年4月6月）を計画中とあるが施設利用休止などの影響はあるか？</p> <p>⑤参考資料1のうち産廃費用はどこに含み、金額実績はいくらか？</p> <p>⑥ガラス清掃の面積（両面）はわかりますか？</p>
回答	<p>①令和2年4～6月の施設別の利用者件数については、次のとおり。 多目的広場 619人 25件 テニスコート 1,566人 215件 弓道場 53人 5件 トレーニングセンター 1,220人 118件</p> <p>②野生動物の目撃情報や遊歩道の陥没などの年2～3回程度の緊急対応があった。対応内容として、注意喚起看板の設置、危険個所へのコーンの設置などの応急処置及び市へ情報提供。</p> <p>③お見込みのとおり。</p> <p>④多目的広場の利用制限は3～4週間の見込み。具体的には、事業発注後の調整による。</p> <p>⑤産廃処理費用は、参考資料1「収支計画参考資料」の施設管理費、再委託費に含む。※再委託費の決算額は変更なし。（HPに訂正掲載）</p> <p>⑥参考資料1のうち再委託費に含まれる業務の種類のうち、②ガラス清掃の面積は、トレーニングセンターの約290㎡。管理棟等のその他施設のガラス面積は、施設管理者による実施のため面積は算定していない。</p>